

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2022年2月14日

株式会社ファーストステージ
(First Stage Corporation)

代表取締役社長 本田 誠二

大阪市北区梅田3丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル22階

06-6347-1106 (代表)

取締役 管理本部長 谷口 恵亮

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ファーストステージ

<https://www.1st-stage.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期累計期間	第15期 第3四半期累計期間	第14期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	10,182,388	8,648,100	12,044,792
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	811,047	△11,748	806,555
四半期 (当期) 純利益 (千円)	529,813	47,305	527,133
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	80,000	80,000	80,000
発行済株式総数 (千株)	2,484	2,484	2,484
純資産額 (千円)	2,788,085	2,674,825	2,785,419
総資産額 (千円)	13,317,845	7,950,203	13,010,148
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	412.63	36.84	410.54
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	391.93	35.00	389.98
1株当たり配当額 (円)	—	—	123.00
自己資本比率 (%)	20.9	33.6	21.4

回次	第14期 第3四半期会計期間	第15期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	138.60	105.74

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第14期第3四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社は、2020年5月27日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、上場日から第3四半期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期累計期間において、該当事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当第3四半期累計期間における我が国経済は、原材料費の高騰等により製造業の改善ペースが鈍化しましたが、一方で新規感染者数の減少により2021年9月末に緊急事態宣言が解除されて以降、経済活動が徐々に活発化し、非製造業の景況感につきましては大幅に改善されております。しかしながら新型コロナウイルスの変異に伴う感染再拡大など、先行きは依然として不安定な状況であります。

当社が属する投資用不動産販売市場においては、住宅ローンが引き続き低金利で推移しておりますが、地価及び建築コストは依然として高く、特にマンションの価格は増加傾向となっております。

このような背景のなか、当社は新規販売・仕入ルートの開拓、ペーパーレスによるデジタル化を推進する取り組みを実施し、コロナ禍においても安定的に事業活動を継続しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は、8,648,100千円（前年同四半期比15.1%減）、営業利益は138,998千円（前年同四半期比85.8%減）、経常損失は11,748千円（前年同四半期は経常利益811,047千円）、四半期純利益は47,305千円（前年同四半期比91.1%減）となりました。

当社の報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、セグメントごとの記載は省略しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

該当事項はありません。

（2）受注実績

該当事項はありません。

（3）販売実績

サービスの内容	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比 (%)
投資用不動産販売 (千円)	7,944,410	85.1
不動産賃貸管理 (千円)	643,368	82.0
不動産建物管理 (千円)	5,342	—
その他(太陽光発電)(千円)	54,979	87.3
合計	8,648,100	84.9

(注) 1. 当第3四半期累計期間において、投資用不動産販売事業の販売実績に著しい変動がありました。

これは、同事業における年間の売上高構成比率について、前期までは第3四半期累計期間の比重を高くしておりましたが、当期は年間を通じて平準化する計画で進捗しているためです。

2. 当第3四半期累計期間において、不動産建物管理の前年同期比については、前第3四半期累計期間では計上がないため記載しておりません。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当第3四半期累計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っており、証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大について、当第3四半期累計期間の当社の業績に与える影響に対しては軽微ではありましたが、引き続き今後の推移を注視してまいります。

担当J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2020年5月27日に上場いたしました。

当社ではフィリップ証券(株)を2019年8月26日の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、2019年8月30日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（1）債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く。）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実

となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する

株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（（3）bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

（6）不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、VIII 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から VIIIまでと同等の效果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

（7）支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

（8）有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

（9）虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

（10）法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

（11）株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

（12）株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

（13）完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

（14）指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

（15）株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を

甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして扱う。。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産合計は、7,380,967千円となり、前事業年度末に比べ4,888,548千円減少いたしました。これは主として、現金及び預金が261,831千円、前渡金が393,700千円増加し、販売用不動産が5,475,551千円減少したことによるものです。

当第3四半期会計期間末における固定資産合計は、569,236千円となり、前事業年度末に比べ171,395千円減少いたしました。これは主として、有形固定資産が156,656千円、保険積立金が40,257千円それぞれ減少したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債合計は、2,868,762千円となり、前事業年度末に比べ1,629,523千円減少いたしました。これは主として、1年内返済予定の長期借入金が1,389,192千円、リース債務が173,124千円それぞれ減少したことによるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定負債合計は、2,406,615千円となり、前事業年度末に比べ3,319,826千円減少いたしました。これは主として、リース債務が147,285千円増加し、長期借入金が3,660,042千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、2,674,825千円となり、前事業年度末に比べ110,593千円減少いたしました。これは主として繰越利益剰余金が56,254千円、特別償却準備金が64,371千円それぞれ減少したことによります。

(2) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,936,000	7,452,000	2,484,000	2,484,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,936,000	7,452,000	2,484,000	2,484,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式 246,800 株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年4月1日～ 2021年12月31日	—	2,484,000	—	80,000	—	—

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,200,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,284,000	12,840	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,484,000	—	—
総株主の議決権	—	12,840	—

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社 ファーストステージ	大阪市北区梅田 3丁目3番20号	1,200,000	—	1,200,000	48.31
計	—	1,200,000	—	1,200,000	48.31

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

- 1 四半期財務諸表の作成方法について
当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。
- 2 監査証明について
当社は、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。
- 3 連結財務諸表について
当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表等】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 3 月 31 日)	当第 3 四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,055,544	3,317,376
売掛金	9,422	3,499
販売用不動産	9,031,137	3,555,586
前渡金	12,400	406,100
前払費用	98,164	40,469
その他	62,973	58,080
貸倒引当金	△126	△144
流動資産合計	12,269,515	7,380,967
固定資産		
有形固定資産	497,886	341,229
無形固定資産	6,552	5,187
投資その他の資産		
投資有価証券	134	282
敷金	47,668	47,668
長期前払費用	20,025	15,876
保険積立金	153,139	112,882
出資金	10,210	10,210
繰延税金資産	—	30,883
その他	7,564	7,564
貸倒引当金	△2,550	△2,550
投資その他の資産合計	236,194	222,819
固定資産合計	740,632	569,236
資産合計	13,010,148	7,950,203

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	116,000	132,000
1年以内償還予定の社債	120,000	—
1年内返済予定の長期借入金	3,373,787	1,984,595
リース債務	216,033	42,909
未払法人税等	86,136	38,115
未払消費税等	240,453	285,444
賞与引当金	—	90,016
家賃保証引当金	1,521	9,921
その他	344,353	285,761
流動負債合計	4,498,285	2,868,762
固定負債		
社債	—	120,000
長期借入金	5,581,592	1,921,550
リース債務	113,561	260,846
繰延税金負債	31,288	—
役員退職慰労引当金	—	104,219
固定負債合計	5,726,442	2,406,615
負債合計	10,224,728	5,275,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金	938,375	938,375
利益剰余金	2,583,963	2,473,337
自己株式	△816,934	△816,934
株主資本合計	2,785,404	2,674,777
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15	47
評価・換算差額等合計	15	47
純資産合計	2,785,419	2,674,825
負債純資産合計	13,010,148	7,950,203

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	10,182,388	8,648,100
売上原価	8,037,218	7,116,273
売上総利益	2,145,170	1,531,827
販売費及び一般管理費	1,169,573	1,392,828
営業利益	975,596	138,998
営業外収益		
受取利息及び配当金	95	134
助成金収入	8,000	—
違約金収入	—	12,200
その他	227	1,425
営業外収益合計	8,323	13,759
営業外費用		
支払利息	129,183	88,105
融資手数料	34,313	5,855
貸倒損失	—	66,000
その他	9,374	4,546
営業外費用合計	172,871	164,506
経常利益又は経常損失(△)	811,047	△11,748
特別利益		
保険解約返戻金	—	156,572
固定資産売却益	—	85,393
特別利益合計	—	241,965
特別損失		
固定資産売却損	—	10,653
役員退職慰労金	—	54,120
特別損失合計	—	64,773
税引前四半期純利益	811,047	165,443
法人税、住民税及び事業税	311,887	180,327
法人税等調整額	△30,653	△62,189
法人税等合計	281,233	118,137
四半期純利益	529,813	47,305

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第 1 四半期会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る対価の額から販売時に購入支援金として支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、当第 3 四半期累計期間の売上高は 25,563 千円減少し、販売費及び一般管理費も 25,563 千円減少しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第 1 四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

役員退職慰労金制度の導入

当社は、第 1 四半期会計期間より退職慰労金制度を導入しており、当第 3 四半期累計期間までの在任期間にかかる費用を計上しております。

この導入に伴い、販売費及び一般管理費が 284,619 千円、特別損失が 54,120 千円増加しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第 3 四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は次のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)
減価償却費	43,271 千円	36,778 千円

(株主資本等関係)

当第 3 四半期累計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	157,932	123.00	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 26 日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	412円63銭	36円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (千円)	529, 813	47, 305
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	529, 813	47, 305
普通株式の期中平均株式数 (株)	1, 284, 000	1, 284, 000
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	391円93銭	35円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	67, 801	67, 407
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末からの重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

株式会社ファーストステージ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西田 順一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

俣野 宏行

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストステージの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストステージの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上